令和 8 年 11 月 25 日
沖縄県病院事業局

# 薬品及び診療材料低廉・適正価格購入支援業務委託（その１）
# 公募型プロポーザルに関する回答

提出された質問書（様式４）に対する回答は下記のとおりです。

| No. | 質問対象資料・該当箇所 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|
| 1 | 募集要項 1.(5)イ<br>仕様書 9 | 委託専任職員は仕様書がいう「委託専任技術者」と同じと考えてよいか。また、委託専任職員は常時貴局の業務に携わる者であり、原則として兼任（他の業務への関与）を認めないものと考えてよいか。 | 「委託専任職員」と仕様書 9 に定める「委託専任技術者」は同一の対象を指します。<br>なお、受託事業者の他業務への一切の関与を禁じるものではありませんが、本業務の円滑な遂行、定期訪問、会議参加及び連絡調整等に遅滞なく従事できる専任の管理・実施体制を確保してください。 |
| 2 | 募集要項 7.(1) | ア～キに記載の項目の配点をご教示いただくことは可能か。 | 評価項目の配点については公表しておりません。<br>募集要項「7. 選定方法及び契約等 (1)」に明記された評価項目（ア～キ）に基づき、選定委員会において総合的に審査・評価を行います。 |
| 3 | 仕様書 4.(3)イ(イ) | a にて「必要に応じて」とある一方で、「連続する 5 営業日の中で全施設を訪問」とある。必要が無い場合は他の病院を訪問しなくてよいか。 | 各施設への直接訪問（対面面談）による現状把握及び現場調整を業務の基本としており、受託者の判断のみにより訪問・面談を省略することは認められません。<br>なお、仕様書 4.(3)イ(イ)b に「web 面談」の記載がありますが、これは現地の受入環境や感染症流行等のやむを得ない事情がある場合を想定した補足的手段であり、原則として対面での訪問・面談を毎月各施設へ実施してください。 |
| 4 | 仕様書 4.(3)イ(イ) | 業務の特性上、全施設が足並みをそろえて業務を進める必要は無いと考えているが、貴局が「連続する 5 営業日」での訪問を要望する背景は何か。 | 各病院の通信設備環境や多忙な臨床現場の実情を踏まえ、直接対面による緊密な意思疎通を図るとともに、離島を含む全県立病院及び本庁の課題や進捗を一括して把握・集約し、局全体として一体的かつ遅滞なく事業を推進するためです。<br>なお、具体的な巡回日程等の詳細については契約後に協議の上決定します。 |
| 5 | 仕様書 5 | 「別添 業務行程(案)」がホームページに掲載されていない。どこに掲載されているか。 | 「別添 業務工程（案）」につきましては、沖縄県病院事業局ホームページの当該公募調達ページに掲載いたしましたのでご確認ください。 |
| 6 | 仕様書 8 | 貸与いただいた資料は業務完了後速やかに返却する旨の記載があるが、データでお預かりする資料もある。その場合の業務完了後の処置はどのようにするか。 | 電子データにより貸与・提供された資料については、本業務完了後、受託者のパソコン、サーバー、外部記録媒体等から復元が不可能な方法により速やかに消去・破棄してください。<br>また、消去・破棄の完了後、その旨を明記した「データ消去（破棄）証明書」（様式任意）を速やかに本局へ提出してください。 |